

核の脅威への我が国の対応

—「核のある世界」と「核のない世界」の狭間の抑止力—

伊藤 岳
慶應義塾大学

はじめに

本稿は、抑止力の堅持という【現実主義】と核兵器削減・廃絶という【理想主義】の対話を念頭に、核軍縮の国際的機運の中で日本が果たすべき役割を論じる。以下、最近の核軍縮の機運と、【現実主義】と【理想主義】の要請を概観し（第1章）、続いて日本の安全保障において核兵器しか果たし得ない役割を明らかにする（第2章）。この議論を前提に、日本には抑止力を維持しつつ核兵器の安全保障上の役割を低減し、核軍縮に向けた機運を主導することが求められることと、そのためにとるべき取組を論じる（第3章）。

1. 方法論の欠如：「核のある世界」という現実と「核のない世界」という理想の断絶

2009年に入り、オバマ（Barack H. Obama）米大統領のプラハ演説やノーベル平和賞受賞、戦略兵器削減条約（START I）後継条約を巡る米露交渉の進展、核廃絶を求める国連決議案への米国の支持など、核兵器削減・廃絶の機運が高まっている。「核不拡散・軍縮に関する国際委員会」（ICNND）も注目を集め、政権交代を経験した日本では米国の将来的な核の先制不使用（NFU）宣言を支持する声も聞かれる¹。

機運の契機は、キッシンジャー（Henry A. Kissinger）元米国務長官ら、冷戦期に米国の核戦略を担った現実主義者が核兵器削減の必要性を提言したことにある²。彼らは核戦略を支えた大量の核兵器の存在が、不安定な国家やテロリストへの核兵器拡散という看過しがたいリスクを高めた³と警鐘を鳴らし、拡散防止のみならず核兵器削減がこのリスクを低減するために不可欠だと論じた。英外務省も同様の議論を展開し、自国を含む既存核保有国の核兵器削減を提言している⁴。

この機運は核軍縮・廃絶の価値や道義を重んじる【理想主義】の要請に合致するし、核兵器拡散という脅威の蓋然性を低減するという意味で日本と世界の安全保障に資する。その一方で、この機運は米国の「核の傘」を含む拡大抑止力とその信頼性低下を懸念する【現実主義】の要請には相反するように思える⁵。北朝鮮やイランは国際社会に背を向けて核・ミサイル開発を継続し、中国軍の核兵器を含む近代化と軍拡も、東アジアの安全保障環境に暗い影を投げかける。このような情勢の中で米国が大幅な核戦力の削減や、「相手が核を使用しない限り核攻撃を行わない」という先制不使用宣言に踏み切れば、日本を含む同盟国に提供している「核の傘」を中心とする拡大抑止力の信頼性が揺らぎ、同盟国の安全のみならず、その周辺の安全保障環境を不安定化させる恐れさえ生じる⁶。

したがって、抑止力をどのように維持するかという【現実主義】の要請を無視し、【理想主義】に傾倒することは、日本と世界の安全保障にとって決して好ましくない。「核のない世界」という理想に魅かれるあまり、「核のある世界」に生きていること、核兵器が日本の安全保障において死活的な抑止力を担っているという冷徹な現実を忘れてはならない⁶。核軍縮・廃絶という目標は日本が追求すべき価値だとしても、「核のある世界」から「核のない世界」へといかにスムーズに、破綻なく移行するかという方法論を、【理想主義】の議論は欠いている⁷。「核のある世界」から「核のない世界」に向かうために必要なのは、【理想主義】と【現実主義】の二者択一ではなく、いかに両者を対話させるかという方法論に他ならない。

2. 日本が直面する脅威と抑止力：核兵器の「代替不可能な役割」？

【理想主義】と【現実主義】の対話の鍵は、いかに安全保障に不可欠な抑止力を維持しつつ核兵器が果たす役割を低減するかにある。核兵器の役割を現実的に低減することなしに、核兵器の削減という理想は実現できない。この選択において、【理想主義】と【現実主義】は対話が可能になる。そのためにはまず、日本の安全保障において「核兵器しか果たし得ない役割（代替不可能な役割）」を明らかにしなければならない。

核兵器の安全保障上の役割について、「核に対する抑止力は核でなければならない。北朝鮮や中国を抑止するには、核がなければならない」といった論調がしばしば見られる。しかし、この議論には大きな落とし穴が潜む。そもそも「(懲罰的) 抑止」とは、「相手が恐れる報復措置や脅しによって、特定の行動をとることを思いとどまらせる」という概念である⁸。したがって、抑止力を考える際に重要なのは相手が持つ能力だけでなく、「日米が抑止しなければならない脅威とは何か、いかなる手段が効果的なのか、核でなければ抑止し得ない脅威とは何か」という点にある⁹。もし相手が核以外の報復措置を最も恐れるなら、「核には核を」式の議論の根幹は揺らぐ。

まず、北朝鮮を考えてみよう。北朝鮮が繰り返し求めているのは、「敵視政策の撤回」や「政治体制の保障」であって、領土や影響力の拡大ではない¹⁰。つまり、北朝鮮の死活的利益は政治体制の保全にあり、体制崩壊こそ最も懸念すべき安全保障上の脅威といえる。これを踏まえると、対北朝鮮抑止の文脈で核抑止力（「核の傘」）が果たす役割は少ない。彼らが体制崩壊を恐れるなら、最も懸念すべき脅威は核兵器による攻撃よりも、2003年のイラク戦争のような通常戦力による大規模侵攻だろう。したがって、対北朝鮮抑止においては「核の傘」よりも、日米同盟を基盤とした通常戦力主体の抑止戦略が死活的に重要となる¹¹。

次に、日本が中国から受ける脅威について考えてみよう。急速な経済発展を背景に進む中国軍の核戦力を含む軍拡と近代化は、日本の安全保障にとって大きな潜在的脅威となる。大規模な侵攻の蓋然性は低下しているとはいえ、中国の核戦力の伸張が米中や東アジアの勢力均衡を崩し、東アジアの安全保障環境を不安定化させる可能性や、米国の「核の傘」の信頼性低下を招く可能性は否定できない。通常戦力のバランスも中国に傾きつつある中、日本が中国から受ける脅威に対

処するため、また東アジアの安全保障環境を不安定化させないためには、米国の「核の傘」を含む拡大抑止力の役割は不可欠といえる。

以上を踏まえると、日本の安全保障において核兵器の「代替不可能な役割」は、中国の台頭に対する安定化措置という役割に限定できる。オバマ大統領もプラハ演説で核が存在する限り、「安全で効果的な核抑止力を維持する」と明言しており、この役割は確保される可能性が高い¹²。

注意すべきは、「核兵器の代替不可能な役割」が上記の点に限定できるといっても、それは日本の安全保障に必要な抑止力の縮小を意味しない点にある。核兵器の役割を「代替不可能な役割」に限定するにしても、現在「核の傘」が担う（／に期待されている）それ以外の抑止力は別の手段で補完・代替しなければならない¹³。

3. 抑止力の再編：【多元化】【可視化】【安定化】

では、日本はどのような具体的な取組を通じて抑止力を再編すればよいのか。必要な取組は以下の3つに集約できる。1つ目は、【抑止力の多元化】である。抑止力の多元化とは、核兵器のみに頼らない、通常兵器などの役割を有機的に取り込んだ抑止力を指す。具体的には、「核の傘」「通常戦力」「拒否的抑止力」の3つを有機的に組み合わせ、総合的な抑止力を構築することを意味する¹⁴。この中で核兵器の役割は上記の役割に限定し、特に対北朝鮮抑止については、米軍の駐留継続を前提に自衛隊の装備更新による通常戦力の維持・強化や、ミサイル防衛の整備を通じた拒否的抑止力の強化などを通し、「核の傘」のみに頼らない形で再構築する。

次に必要なのは【抑止力の可視化】である。仮に米国の核兵器が大幅に削減された場合、核戦力が低下した米国が、引き続き日本の安全保障にコミットするのかといった疑念が生じる可能性が高い。このような疑念が顕在化すると、日本国内で米国に見捨てられる不安が高まり、外交・安全保障政策の運営に悪影響を及ぼす可能性が高い¹⁵。また、諸外国が日米同盟の信頼性が疑わしいと考えれば、東アジア情勢の不安定化につながる可能性もある。このような不安や悪影響を生じさせないためには、米軍の東アジア地域への駐留継続と通常戦力の強化、米国による最小限の第二撃能力の堅持、核の使用条件を含む抑止戦略の日米間での共有と明確化を進め、日米同盟単位の抑止力の【可視化】、信頼性向上を進めることが不可欠になる¹⁶。

【多元化】と【可視化】に加えて、【安定化】に向けた措置も抑止力の再編には不可欠となる。抑止力の再編、特に【抑止力の可視化】は諸外国の過剰反応や軍拡といった意図せざる結果を招く可能性と表裏一体である（安全保障のジレンマ）¹⁷。この可能性を低減するために、【安定化】に向けた措置が不可欠になる。具体的には、安全保障のジレンマ防止のための東アジア域内での信頼醸成措置や対話推進の取組を、抑止力の再編と同時に推進することが求められる。【多元化】が抑止力の再編そのものに向けた取組とするならば、【可視化】と【安定化】は再編から生じる不安に対処する取組といえる。

おわりに：「核のある世界」と「核のない世界」の狭間で

核兵器の「代替不可能な役割」は確保するという前提の下、以上の取組を通じて安全保障に不可欠な抑止力を堅持しつつ核兵器の役割を低減し、核兵器削減の素地を醸成することが、核兵器削減・廃絶の機運が高まる中で日本に求められる。このような抑止力の再編は抑止力の堅持という【現実主義】の要請に応えつつ、「核のない世界」という【理想主義】の目標に接近するためには不可欠である。このような取組は「核のある世界」という現実から「核のない世界」という理想への道筋を国際社会に示すという意味でも重要となる。世界唯一の被爆国としての責務と、「核の傘」への依存という現実の狭間で難しい舵取りを迫られてきた日本にこそ、「核のある世界」という現実から「核のない世界」という理想に向かう道筋を示すことが求められている。

(以上、3,994 字)

¹ 先制不使用宣言を巡っては賛否があるが、岡田克也外相は米国の先制不使用宣言容認ともとれる考えを示した（「核兵器先制不使用、米と協議 外相、政府方針修正に言及」『日本経済新聞』2009 年 10 月 19 日朝刊、2 面）。また、与党民主党の衆議院議員の多くには先制不使用宣言を容認する姿勢が見られる（「民主党議員、核の傘脱却 6 割が志向 先制不使用 87%賛成」『共同通信』2009 年 10 月 10 日 <http://www.47news.jp/CN/200910/CN2009101001000410.html>, 2009 年 10 月 22 日現在）。

² George Shultz, William J. Perry, Henry A. Kissinger, and Sam Nunn, “A World Free of Nuclear Weapons,” *Wall Street Journal*, January 4, 2007; and idem, “Toward a Nuclear-Free World,” *Wall Street Journal*, January 15, 2008.

³ United Kingdom Foreign and Commonwealth Office, “Lifting the Nuclear Shadow: Creating the Conditions for Abolishing Nuclear Weapons,” <http://www.fco.gov.uk/resources/en/pdf/pdf1/nuclear-paper>, as of October 9, 2009.

⁴ そもそも「抑止 (deterrence)」とは何かという点については第 2 章と第 3 章で論じるが、一般に「拡大抑止 (extended deterrence)」とは、ある国がその同盟国に対して抑止力を提供すること、あるいは同盟国に対して提供される抑止力を意味する。「核の傘 (nuclear umbrella)」(あるいは「拡大核抑止 (extended nuclear deterrence)」) はその典型的な例といえる。

⁵ このような懸念は米国の「核の傘」の下にある同盟国のみならず、米国の安全保障政策担当者にも見られる。例えば米国の制服組トップ、マレン統合参謀長は NFU 宣言は「米国の拡大抑止力 (核の傘) の柔軟性を大きく損なう」「この (北東アジア) 地域の脅威が増している中で、こうした問題は注意深く扱うべきだ」とし、NFU 宣言を米国は受け入れられないとの立場を鮮明にした（「普天間移設、日米の溝深刻」「核先制不使用、米受け入れず」マレン議長が声明『日本経済新聞』2009 年 10 月 24 日朝刊、1、8 面）。

⁶ 米国の「核の傘」への依存は、「非核三原則」や「核軍縮」と並んで「核四政策」の一つの柱として位置づけられている。「核四政策」の 4 つの柱とは、(1)「非核三原則」、(2)「核軍縮」、(3)「米核抑止力への依存」、(4)「核エネルギーの平和利用」の 4 つを指す（衆議院会議録情報「第五八回国会本会議第三号」

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugin/058/0001/05801300001003a.html>, 2009 年 10 月 11 日時点、下線筆者）。

⁷ この「方法論の欠如」ともいえるべき理想主義と現実主義との間の断絶は、戦後日本の国際政治を巡る議論を彷彿とさせる。高坂正堯は戦後の「進歩派 (理想主義) = 平和論」、「現実主義 = 好戦論」という図式を乗り越える論理として、「現実主義者の平和論」という挑戦的な論文を発表した。高坂は、権力政治を脱却して絶対平和を実現することを日本が追求すべき価値と認めた上でなお、進歩派の平和論は不十分だという議論を展開する。高坂は「進歩派の平和論」の最大の欠陥を、権力政治の現状から絶対平和の理想へといかにスムーズに、破綻なく移行するかという「方法論の欠如」に見出す。現実主義と理想主義を対話させる「現実主義者の平和論」は、この「方法論の欠如」に対して高坂が提示した「解毒剤」に他ならなかった（高坂正堯「現実主義者の平和論」同著者『海洋国家日本の構想』中央公論社、2008 年、5-29 頁）。

高坂の議論と対比させれば、本稿の議論は価値や道義を重んじる【理想主義】と安全保障を重んじる【現実主義】とを対話させる、「現実主義者の軍縮論」といえる。この文脈において本稿は、「核のある世界」から「核のない世界」へと移行するかという「方法論の欠如」に対する「解毒剤」を提示する試みといえることができる。高坂の表現を借りれば、問題は「より安定し日本の価値がより生かされるような平和に、いかにスムーズに移行していくか」という点にあり、「手段と目的との生き生きとした会話の欠如こそ、理想主義者の最大の欠陥」に他ならない（同上、15-16 頁、傍点原文）。

⁸ “‘To deter’ means to stop people from doing something by frightening them. In contrast to dissuasion by defense, dissuasion by deterrence operates by frightening a state out of attacking, not because of the difficulty of launching an attack and

carrying it home, but because the expected reaction of the opponent may result in one's own severe punishment.” (Scott D. Sagen and Kenneth N. Waltz, *The Spread of Nuclear Weapons*, New York: W.W. Norton & Company, Inc, 1995, p.5.)

⁹ この点に関しては、George Perkovich, “Extended Deterrence on the War to a Nuclear-Free World,” Paper commissioned by the International Commission on Nuclear Non-Proliferation and Disarmament, May 2009.

¹⁰ このような「体制の保障」を重視する北朝鮮の利害計算は、最近の動向にも見て取れる（「北朝鮮、日韓にも二国間対話戦術 米との連携揺さぶり」『日本経済新聞』2009年10月26日朝刊、6面）。

¹¹ 歴史的に見ても、「核兵器に対する抑止力は核でしかあり得ない」という議論には合理性が乏しい。例えば、冷戦期の欧州諸国が米国の「核の傘」を切望したのは、ソ連の陸軍力の圧倒的な優位に対抗するために他ならなかった。すなわち、ソ連の陸軍力という「通常戦力」に対抗するための手段として、「核戦力」が位置づけられていた。この図式をソ連の視点から捉えれば、「通常戦力」によって「(西側の)核戦力」に対抗していたと見ることもできる。やや抽象的に言えば、この図式は通常戦力と核戦力との間に成立した勢力均衡 (balance of power)と捉えることができよう。この構図は、冷戦期の相互抑止関係を事例として挙げることの多い「核兵器に対する抑止力は核でしかあり得ない」という議論に対して、強烈なアノマリーを突きつけている。

¹² 具体的な発言は以下の通り。“Make no mistake: As long as these weapons (: nuclear weapons) exist, the United States will maintain a safe, secure and effective arsenal to deter any adversary, and guarantee that defense to our allies.” *Remarks of Barack H. Obama, President of the United States of America, Hradcany Square, Prague, Czech Republic, April 5, 2009*, available at: http://www.whitehouse.gov/the_press_office/Remarks-By-President-Barack-Obama-In-Prague-As-Delivered/, as of October 22, 2009. () 内は筆者が追加。

¹³ この議論は核兵器の安全保障上の役割を否定している訳ではない。ここではあくまで、現在核兵器に期待されている役割には、「代替不可能」な部分と「代替可能」な部分が併存しているということを論じている。Ken Jimbo, “Japanese Perceptions of Nuclear ‘Twin Commitment’ Under the Obama Administration,” *PacNet*, No.9A; 神保謙「オバマ政権における核態勢見直しと日米同盟」『東亜』2009年4月号。

¹⁴ 既述のように、一般的に「抑止」という場合には「懲罰的抑止 (deterrence by punishment)」、すなわち「相手が恐れる報復措置や脅しによって、特定の行動をとることを思いとどまらせる」ことを指すことが多い。これに対して「拒否的抑止 (deterrence by denial)」とは「もし特定の行動をとったとしても、こちらの防御手段・損害限定能力の故に意味がないと認識させることで、特定の行動をとることを思いとどまらせる」ことを意味する。いわば、「懲罰的抑止」が「矛」の脅しという攻撃的な性格を持つのに対し、「拒否的抑止」は「盾」の誇示という防御的な性格を持つ。ミサイル防衛は後者の典型である。

¹⁵ これらの問題は「デカップリング (decoupling)」や「同盟のジレンマ (alliance dilemma)」として知られる。この議論に関しては、Glenn H. Snyder, “The Security Dilemma in Alliance Politics,” *World Politics*, Vol.36, No.4 (1984): 461-495. 日本語の論考として、土山實男「アライアンス・ディレンマと日本の同盟外交——日米同盟の終わり？」『レヴァイアサン』第13号 (1993年)、50-75頁、及び神保、前掲論文。

米国がプラハ演説の直後、日本に対して NATO (北大西洋条約機構) の「核計画グループ (Nuclear Planning Group, NPG)」のような機関を日米でも設置することを提案したのも、このような疑念や不安、悪影響を懸念してのことといえる（「『核の傘』で日米定期協議 キャンベル米国務次官補、政権交代でも『同盟揺るがず』」『日本経済新聞』2009年7月17日朝刊、1面）。

¹⁶ 日米間での抑止戦略の共有については米側から引き続き働きかけが見られる。例えば、核廃絶に関するオバマ大統領の私的アドバイザー・ペリー元国防長官は、日米両国が核抑止力の維持・強化などを協議する「拡大抑止力のための日米合同委員会」の発足を提言している（「『核抑止、日米合同委を』ペリー元米国防長官」『日本経済新聞』10月22日朝刊、6面）。

¹⁷ この点についての包括的な研究として、John H. Herz, *International Politics in the Atomic Age*, New York: Columbia University Press, 1959; Robert Jervis, *Perception and Misperception in International Politics*, Princeton: Princeton University Press, 1976.